

第2回 議会基本条例策定委員会の概要

○開催日時:平成26年6月20日(金)午後1時30分～午後3時10分

○開催場所:市庁舎5階 第1委員会室

○出席委員:小川正人(委員長)、山谷清(副委員長)、澁谷政義、
管野恭子、佐久間儀郎、山田裕一、
小山定男(市民委員)、栗原幸江(市民委員)、
山田吉訓(市民委員)

○傍聴者:水落孝子議員

1. 条文の検討②

◆白石市議会基本条例案に盛り込む事項について、東京財団中尾修研究員のアドバイスや市民委員のご意見を伺いながら、条文の検討を行いました。

市長提案政策等の詳細説明

【これまでの検討内容】

・市長が提案する計画、政策、施策、事業等について、議会は市長に対して次の事項の説明を求めることを規定する。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市総合計画との関連性、整合性
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト



第〇条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」)の形成過程について、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市総合計画との関連性、整合性
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

予算・決算に係る説明資料の作成

【これまでの検討内容】

- ・予算及び決算の審議にあたっては、議会が市長に対して分かりやすい施策別又は、事業別の説明を求めることを規定する。



第〇条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

自治法第96条第2項の議決事項

【これまでの検討内容】

- ・地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項については、市民の福祉向上と市の発展のため拡大することを規定する。

【検討課題】

- ・市の基本構想及び総合計画以外の重要な計画等を議決事項とするかは、今後全議員による検討や研修会等で検討していく。

（中尾修研究員の意見）

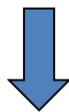
- 議決事項に盛り込んで、良いか悪いかジャッジするだけではない。
- 項目を増やせばそれだけ議員の仕事は増えるので覚悟が必要だ。

（市民委員の意見）

- 市民としては議会に多くの事項を見てもらえれば安心はあるが、項目を増やせば議員の負担が大きくなることは問題と思う。

（委員の意見）

- 市政を停滞させずに計画を質していく方法でもって他の重要な計画等については関わっていくことができるのではないかと。

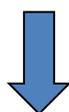


第〇条 法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件は、市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画を策定することとする。

予算の確保

【これまでの検討内容】

- ・議会は、議事機関としての機能確保と円滑な議会運営実現のために必要な議会費を確保することに努めるよう規定する。



第〇条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な議会費を確保するよう努めるものとする。

自由討議

【これまでの検討内容】

- ・自由討議をどのように用いていくかについて、今後全議員での検討や研修会で研究していく。
- ・合意形成を図るために自由討議を用いるのか、賛否の判断材料とするために自由討議を用いるのか、今後全議員での検討や研修会で研究していく。

【改革案】

- ・自由討議に関する運用を条例制定までに策定する。

(中尾修研究員の意見)

- 議員同士の議論によって物事を決めていくのが議会だから、自由討議を中心とする。(自由討議に努めるではダメ)
- 「合意形成」とは合議体として結果を出すプロセスを言う。(最終的に全会一致を目指すということではない。)

(委員の意見)

- 「自由討議を中心とした」運営とするのではなく、「自由討議を重視した」運営とするほうが現状に即した運営ができるのではないか。



第〇条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営に努めるものとする。

2 議会は、議員相互間の自由討議を重視し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。

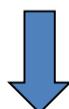
政務活動費の公表

【これまでの検討内容】

- ・政務活動費の交付に関する条例に基づく適正な執行を規定する。

【改革案】

- ・ホームページ等を活用して、政務活動費の収支報告書の公開を検討する。



第〇条 会派は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう別に条例の定めるところにより、政務活動費の交付を受けられることができる。

2 前項の規定により政務活動費の交付を受けた会派は、条例の定めるところにより、透明性を確保するとともに適正に執行しなければならない。

専門的知見の活用

【これまでの検討内容】

- ・重要課題に対応する場合に、地方自治法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携や専門的知識を有する者などを活用することを規定する。



第〇条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

参考人制度、公聴会制度の活用

【これまでの検討内容】

- ・本会議、委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用することを規定する。



第〇条 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

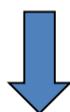
委員会の適切な運営

【これまでの検討内容】

- ・市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営を行うことを規定する。

【改革案】

- ・現在ある特別委員会について、改選後速やかにその必要性とあり方を検討し、設置の趣旨に合致しない委員会があれば見直しを行うこととする。

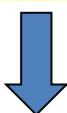


第〇条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

議会事務局の強化

【これまでの検討内容】

- ・議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能、調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うことを規定する。



第〇条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

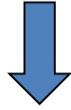
議員研修

【これまでの検討内容】

- ・議員研修を充実強化することを規定する。
- ・広く各分野から専門知識を取り入れることを規定する。

【改革案】

- ・議会基本条例の理念を議員間で共有するため、選挙後速やかに、基本条例に関する研修を実施する。



第〇条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

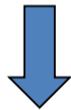
2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

3 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

議会広報

【これまでの検討内容】

- ・議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるよう広報活動の充実強化を行うことを規定する。



第〇条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

議会図書室の設置

【検討課題】

- ・現状に即した規定とするか、図書室規程及び運営委員会の見直しを行うかは、今後の全議員での検討や研修会で研究していく。



第〇条 議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。

※この続きは、次回の委員会で検討します。

2. その他

- ◆次回は、平成26年7月18日(金)午後1時30分から開催(予定)することになりました。